

告 示

埼玉県告示第九百三十三号

測量計画機関である埼玉県大里農林振興センターから次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年八月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県大里農林振興センター

二 作業種類

公共測量（かんがい排水事業に伴う基準点測量及び路線測量）

三 作業地域

深谷市榛沢新田地内ほか

四 作業期間

令和六年七月十六日から令和七年一月十六日まで